



令和2年7月20日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者



8月の「もっけん」たより

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

加入事業所の事業主様ならびにご担当者様におかれましては、業務ご多忙のところ、算定基礎届の提出にご協力を賜り誠に有難うございました。みなさまのご協力により、円滑に算定基礎届の事務処理を行うことができました。

算定基礎届により決定されました新しい標準報酬月額は、令和2年9月分（10月納入告知）から適用されますので、よろしくお願いたします。

お知らせ

◎ お盆期間中の休業日について

誠に勝手ながら、下記の期間をお盆休みとさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。なお、8月17日（月）より平常業務とさせていただきます。

お盆休業期間	令和2年 8月13日（木）～令和2年 8月16日（日）
--------	-----------------------------

お休みは、お出かけされる機会も多くなります。
保険証を必ずご持参のうえ、お出かけください。




保健事業

◎ 健康優良者の表彰についてのご案内

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの一年間、健康で保険医療機関等での診療を受けられなかった被保険者又はその被扶養者を対象に、健康優良者として記念品を贈り、表彰いたします。該当者がおられる事業所様には、ご案内として別紙「健康優良者表彰について」（黄色A4用紙）を同封しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◎ 「長島リゾート」の利用補助券についてのご案内

長島リゾート（通年）の利用補助券を希望者の方へ配付しております。
利用補助券についてのご案内および申込書につきましては、2月20日に事業所様宛に発送しておりますが、当健保組合ホームページ（<https://www.mokuzai-kenpo.or.jp>）のトップページ「Topics」欄にも改めて掲載しておりますので、ご覧ください。

◎ 人間ドック費用の一部補助についてのご案内

当健康保険組合では、人間ドック費用の一部補助を償還払い方式により実施しております。

なお、補助の対象は、当健康保険組合が定めた検査項目を受検された20歳以上の被保険者の方及び40歳以上の被扶養配偶者の方とさせていただきます。

受けていただく人間ドックの検査項目につきましては、誠にお手数ですが、当健康保険組合ホームページ（トップページ>健康づくりに>病気の予防>人間ドック費用補助）にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

HOME > 保健事業のあらしまし > 病気の予防

病気の予防

ドック・健診で早期発見・早期治療

日常の不健康な生活習慣、特にかたよった食生活や運動不足などが関係している“生活習慣病”にかかる人が増えています。だれでも発病する可能性があり、しかも長い年月にわたって徐々に進行しますから、初めのうちは自覚症状もありません。症状があらわれて気付いたときには、病気がかなり進行していた、ということも多々あります。そうならないためには、生活習慣を改善し、“自分の健康は自分で守る”ことが最も重要ですが、それとともに、人間ドック等で定期的に健康状態を調べ、病気の芽は早いうちに摘み取ってしまふことが必要です。

当健保組合では、次のような病気の予防のための事業を行っていますので、積極的にご利用ください。

- **特定健診・特定保健指導**
40歳以上74歳未満の被保険者本人及び被扶養者のみなさんを対象に、内臓脂肪型肥満を防ぐ健診を実施しています。また、40歳以上の被保険者本人及び被扶養者のみなさんを対象に、特定保健指導を実施しています。
- **データヘルス計画**
医療費データや健診情報などのデータ分析に基づいて、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する「データヘルス計画」を行っています。
- **健康診断の実施**
当健康保険組合では、被保険者様の健康の保持増進を目的に、保健事業として各種健康診断を実施しております。（実施時期等については、別途ご案内を各事業所様へ発送）労働安全衛生法においては、事業主様に被保険者への健康診断の実施および診断結果の保存と管理が義務付けられています。年1回は必ず健診でご自身の健康状態を確認し、それを日常生活に役立たせてください。健診の結果、生活改善など、特に再検査や精密検査の指摘があった場合は、その指示に従って健康的な生活を送れるよう自己管理を心掛けてください。なお、当健保組合と委託契約をしている健診機関についてはこちらをご参照ください。
- **人間ドック費用補助**
20歳以上の被保険者及び40歳以上の被扶養者に限り、人間ドック費用の一部補助を実施しています。当健康保険組合が定める人間ドックの検査項目を受検（下記「人間ドックの検査項目はこちら」のエクセル）された場合、補助の対象となります。受検前には必ず検査項目をご確認のうえ、人間ドックを受けていただきますようお願いいたします。

健康診断委託契約機関はこちら

人間ドックの検査必須項目及び注意点ははこちら	
40歳以上の被保険者	受検料の60%補助、上限15,000円
20歳以上40歳未満の被保険者	受検料の30%補助、上限8,000円
40歳以上の被扶養配偶者	受検料の30%補助、上限8,000円

人間ドックを受ける際は、ご希望される健診機関にて受検してください。

こちらをクリックして、人間ドックの検査項目(1カ所1カ所形式)をご覧ください

また、人間ドックを当健康保険組合と契約している健診機関で受けられた場合の健診費用は、当健康保険組合の費用補助分を差し引いた額を健診機関の窓口でお支払いいただくため、補助金の申請は不要となります。その際、保険証を健診機関の窓口でご提示ください。

なお、人間ドック契約健診機関につきましては、当健保組合ホームページをご覧ください。

健保組合からのお願い

ご協力ください！

■ 医療費の削減にご協力ください（お願い）

同じ病気で次々に違う医療機関にかかる重複受診。この受診行為は、「はしご受診」ともいわれます。毎回最初からの診察になるので再診料に比べて割高な初診料がかかり、また繰り返される検査は体への負担にもなります。

健康保険組合が医療機関へ支払う医療費は、みなさまと事業主様にご負担いただく大切な保険料で賄われております。適切な受診を心がけていただくことで、医療費のムダ遣いをしないように、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

保健師より

当健康保険組合では、保健師による特定保健指導及び健康相談を無料にて行っております。

希望される事業所の方は、当健康保険組合までご連絡ください。

